

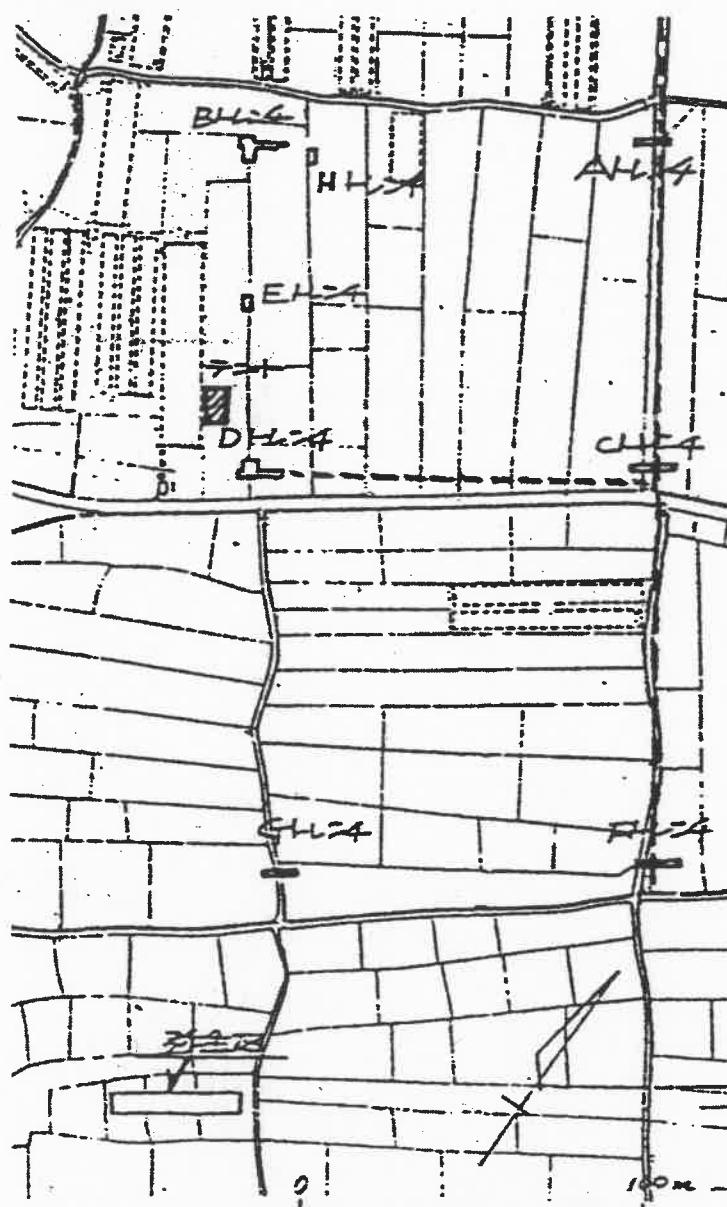
発掘だより №2

1986.6.1発行

歴史の正当の為なる甦る

――為當条里制遺跡發掘調査の概要――

5月14日から始まった発掘調査も終盤に近づきました。今回の調査では、予想以上の成果が得られ、為当の条里制が平安時代まで遡ることが判明したほか、弥生時代からすでに為当の地に人々の生活が始まったことが分かりました。



第1図 発掘調査地点配置図

1. 星条当责

発掘だよりNo.1で紹介したように、今回の調査では坪(約108mの四方の区画)の境に相当する場所を中心^に8ヶ所の発掘区を設定しがっての坪境に存在したと予想される水路跡、道跡の発見に務めました。

その結果、A. C. F.
レンチでは、砂層に埋もれ
た縦方向の水路跡が、また
Dトレーンチからは横方向の
水路跡が検出されています

縦方向の水路は幅1.5m
横方向の水路は幅40m程

のもので、いずれも厚い砂層が堆積しており、洪水などにより、短期間に埋没したものと予想されます。また、これらの水路は、現水田面下50~100cm程の場所から発見されており、その深さには驚かされます。水路を埋める砂層の中からは、平安時代の中ごろから鎌倉時代にかけての土器が完形品で数点発見されていることから、遅くとも、この時代には既に為当の条里制が存在していたと考えられます。

なお、この水路跡から、かつての坪境を復元すると、下図のようになります。ほぼ、現在の道路や水路、畦に沿うような形で条里制が存在することがわかります。



第2図 坪境線復元図

2 条里制遺跡出土の遺物

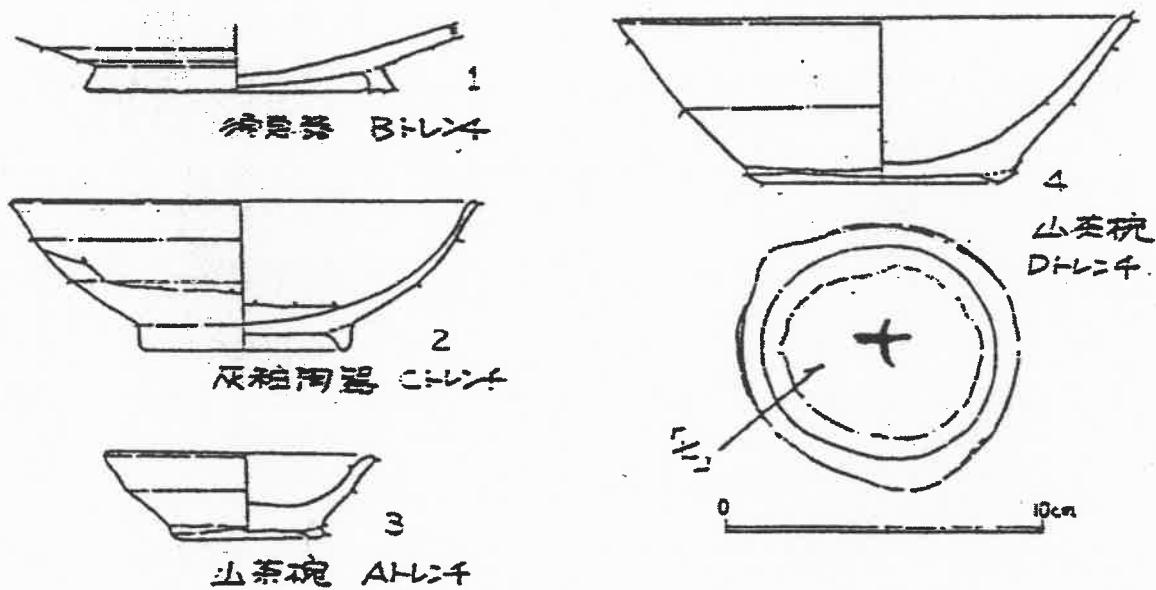
〈第3図参照〉

(1) 奈良時代から平安時代前半にかけての遺物

Bトレンチより須恵器(すえき)の皿の底部が発見されました。1点のみの出土ですが、かつての水田面と考えられる土層から出土しており、この条里制が奈良時代まで遡る可能性もあります。

(2) 平安時代中頃～鎌倉時代にかけての遺物

A. C. Dの各トレンチ水路跡より、灰釉陶器(けいゆうとうき)、山茶碗など出土しています。特に、4の山茶碗の底部には、墨で数字の「七」と読める文字が書いてあります。この他、Aトレンチからは、何かの柄と考えられる木器(もっき)や、当時の木の杭(くい)も出土しています。

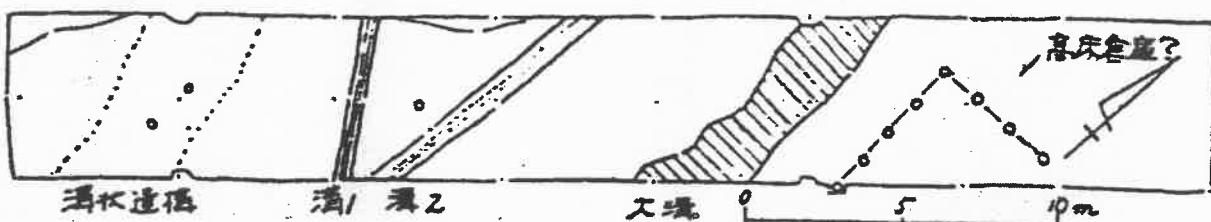


第3図 為当条里制遺跡出土工遺物

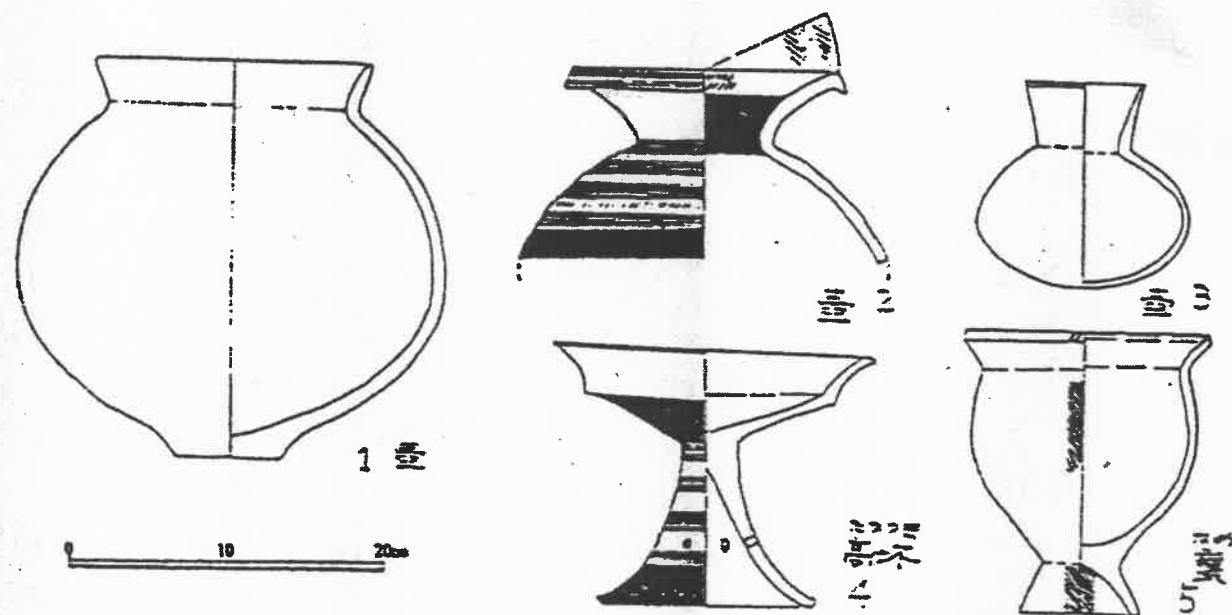
3 条里制以前の遺構・遺物

今回の調査では、条里制の他に、御津町境の南側の水田から弥生時代の溝が発見されました。まだ掘り下げの途中ですが、大溝については、集落をとり囲む環濠(かんごう)とも考えられます。溝内には、多量の土器が投げ込まれており、時期としては、弥生時代後期(およそ1,800年)

前) のものと推定されます。 (第4, 5図)



第4図 弥生区(仮称堂前遺跡)遺構配置図



第5図 弥生時代後期の土器 (これは名古屋市喜多山出土)

この他、破片が数点出土したのみですが、麻生田大橋遺跡とほぼ同じ頃の縄文時代から弥生時代にかけての土器(およそ2,300年前)も出土しています。

為当は、稲荷神社の棟札によると、戦国時代には「多米當」と書いたようです。おそらく、弥生時代から米作りをする人々にとって、暮らしやすい土地だったに違いありません。

今回は、圃場整備事業により一部遺跡の破壊が心配される為に発掘調査を行いましたが、大部分は破壊を受けず、今後も水田の下に遺跡として残ります。この貴重な郷土の財産を、ぜひ、私たち子孫のために残してゆきたいものです。